

## 要介護認定調査時にご留意いただきたいこと（お願い）

平素より、本市の介護保険事業にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染症については、これまで水際の対策が講じられてきましたが、ここにきて国内の複数地域で、感染経路が明らかでない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模の患者クラスター（集団）が把握されている状態になっています。

このような事態を鑑み、令和2年2月に厚生労働省老健局老人保健課より「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い」が通知されました。（資料1、2）

資料1によると、面会禁止等の措置がとられた介護保険施設や病院等に入所されている被保険者については、新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できるようになっています。しかし、その後の作成された資料2によると、変更や新規認定申請については、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施するなどの対応をされたいと記述されております。

認定調査員テキスト6ページ（2. 調査の実施及び留意点）にも記載されておりますが、調査対象者が急病等（転居または転院なども含む）によってその状況が一時的に変化している場合等で、適切な認定調査が行えないと判断した場合には、その場では認定調査は行わず状況が安定した後に再調査日を設定し、認定調査を行うと明記されております。

基本的には、この事項を今まで以上に厳守していただき、安全かつ円滑な認定調査の実施にご協力いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、被保険者様及びご家族様が次の症状等に該当する場合は、速やかに介護保険課認定係（055-237-5519）へご連絡ください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合  
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ※ 高齢者や基礎疾患のある方は、上記の2項目いずれかの状態が2日間続く場合
- ・新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した可能性がある場合
- ・調査場所（医療機関または施設等）で面会禁止措置が行われた場合

皆様には大変ご不便をおかけしますが、感染症対策へのご理解ご協力をお願いいたします。

事務連絡  
令和2年2月18日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

今般のコロナウイルスへの対応のため、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられる場合があります。

これにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

担当者：佐々木、小林

TEL 03-5253-1111（内線 3945）

FAX 03-3595-4010

電子メール [roukenkanintei@mhlw.go.jp](mailto:roukenkanintei@mhlw.go.jp)

事務連絡  
令和2年2月28日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）

令和2年2月18日に「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」を発出したところ、当該取扱いに関連して問い合わせがあったことについて、下記のとおりとします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

記

Q1 変更認定又は新規認定について、面会禁止となった施設や医療機関に入所等されている者から申請があった場合、どのように取り扱うべきか。

A1 申請を受理し、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施するなどの対応をされたい。このとき、申請から認定まで30日を超える場合には、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第11項ただし書きの「特別な理由」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

Q2 介護認定審査会の委員から、医療機関や介護福祉施設に勤務する者が一同に集まることは避けるべきではないかと申出があったが、介護認定審査会の開催は必ず対面で行わないといけないのか。

A2 介護認定審査会の開催に当たっては、ICT等の活用により合議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の会場に集まって実施する必要はない。

また、これらの機器の整備等がない場合、例えば、あらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ、電話を介して合議を行い、判定を行うような取扱いとしても差し支えない。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

担当者：佐々木、小林

TEL 03-5253-1111（内線 3945）

FAX 03-3595-4010

電子メール [roukenkanintei@mhlw.go.jp](mailto:roukenkanintei@mhlw.go.jp)